

「三鷹市パブリックコメント手続条例検討案」への主な意見と市の考え方

企画経営行政評価担当☎内線2150

◆パブリックコメント手続の対象について

【主な意見】

・手続の対象を「条例等の制定等」との用語を用いているが、パブリックコメントの対象はあくまでも「政策」であり、「条例」は「政策」の一部であるから「条例等」を対象の中心にするのは適当でない。

【市の考え方】

・ご意見を踏まえ、パブリックコメント手続の対象を包括的に定義する用語として、「条例等」を「政策等」に「条例等の制定等」を「政策

◆パブリックコメント手続の特例について

【主な意見】

・3週間以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして、3週間を下回る意見提出期間を定めることができるとしているが、その場合でも条例で最短期間を設定するべきである。

【市の考え方】

・意見提出期間の「3週間以上」は、市民に条例等を周知して意見を求めるのに必要な期間であるとともに、説明会を開

期間であるとともに、市民サービスの上などのため迅速な政策決定を行う必要性などを踏まえて設定したもので、パブリックコメント手続ではこの期間が基本となります。

◆条例等の案の公表等のあり方について

・「重要と認める条例、計画等」については、案や関連資料の公開とともに、説明会を開催し、市民との対話に努める」という規定を定めることが必要である。

【市の考え方】

・三鷹市が取り組む市民参加においては、ワークショップ方式や「21会議」で用いたパトナーシップ方式、また「まちづくり懇談会」など多様な参加形態があり、これまでも積極的な市民参加の取り組みを行ってきました。パブリックコメントは、そのような市民参加の形態のひとつであり、それを条例に基づき必要な手続として制度化することが目的です。

「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例検討案」への主な意見と市の考え方

相談・情報センター☎内線2214

◆対象とする会議について

【主な意見】

・市民会議を審議会と同列にしている点が疑問である。市民委員会、市民会議というものは審議会に対する反省から生まれたもので、基本的には市民組織である。市民会議を行政組織とすることや、条例の対象事項とすることについては、十分かつ慎重な議論が必要である。

【市の考え方】

・この市民会議、審議会等は法律や条例によって市の実施機関が設置する附属機関としての会議、要綱などで実施機関が設ける会議で、市民、学者等を構成員とするものを対象としており、市の実施機関が設置する会議について公開等の共通の基準を定めるものです。市民の方が自ら設ける市民組織としての会議は、条例の対象とはしていません。

◆会議開催の事前公表について

【主な意見】

・会議の日時、会場などを1週間前までに実施機関が指定する場所での閲覧やインターネットを利用した閲覧などの方法により公表しなければならぬとしているが、1週間を切っても、その旨を断って、インターネットを利用して公表すること。

【市の考え方】

・事前公表については、緊急に会議の開催される場合など1週間を切ってもできる限り公表するよう努めます。

◆会議の傍聴について

【主な意見】

・市民会議などの傍聴に行く「事前に出席者の許可を求めるので待機するように」と言われ、会議の冒頭から入ることができないことがあったので、会議の傍聴はぜひ進めてほしい。

【市の考え方】

・市民会議などの傍聴に行く「事前に出席者の許可を求めるので待機するように」と言われ、会議の冒頭から入ることができないことがあったので、会議の傍聴はぜひ進めてほしい。

国民健康保険税夜間・休日納税相談窓口を開設



ご確認ください。

↓保険課☎内線2391

バイク、軽自動車などの廃車届・登録届は4月1日(土)までに

軽自動車税は、4月1日現在登録されているバイク、軽自動車、小型特殊自動車などに課税されます。車両を購入したり、譲り受けたり、市内に転入した場合は、4月1日(土)までに登録手続をしてください。また、車両を廃棄したり、譲り渡したり、市外に転出する場合は、廃車手続をしてください。すでに車両がない場合でも、廃車手続をしないと課税されたままとなりますのでご注意ください。

◆届出場所

◇15cc以下のバイクおよび小型特殊自動車、ミニカー 市民税課(市役所2階) 番窓口 ☎内線2355へ

◇17年分所得税の確定申告・17年分贈与税の申告 3月15日(水)まで

◇17年分個人事業者の消費税の申告 3月31日(金)まで

◆国税庁のホームページをご利用ください。申告書の作成は <http://www.nta.go.jp> で。

◆所得税・贈与税・消費税の申告はお早めに

◆17年分所得税の確定申告・17年分贈与税の申告 3月15日(水)まで

◆17年分個人事業者の消費税の申告 3月31日(金)まで

◆国税庁のホームページをご利用ください。申告書の作成は <http://www.nta.go.jp> で。

◆所得税・贈与税・消費税の申告はお早めに

↓武蔵野税務署☎53-1311

◆市民税・都民税の申告はお早めに

◆受付 3月15日(水)まで(土・日曜日を除く)の午前9時午後4時30分 市役所第三庁舎31会議室 各市政窓口で

平成17年中の収入が確認できる書類(源泉徴収票など)・領収書(国民健康保険税・国民年金保険料・生命保険料・医療費など平成17年中に支払ったもの)をご持参ください。

医療費控除がなく源泉徴収票・領収書を添付できる方などは郵送による申告が便利です。

↓市民税課☎内線2343

◆国民年金保険料の納付は便利でお得な口座振替で

国民年金保険料の納付は手間や時間が省ける口座振替が便利です。

◆お得な割引制度

◆前納割引(1年分・半年分の保険料をまとめて払い) 毎月納付から3,490円(半年分前納は940円 割引)

◆早割制度(当月末に引き落とし) 翌月末引き落としから毎月50円割引

◆前納割引を希望する方は3月中に武蔵野社会保険事務所へ、早割制度・通常の口座振替は年金番号の分かるものを持参し預金口座のある金融機関または武蔵野社会保険事務所へお申し込みください。

↓武蔵野社会保険事務所☎56-1411

◆不動産登記無料相談 東京土地家屋調査士会・東京司法書士会の両武蔵野支部主催

▽3月8日(水)午後1時30分～3時30分 武蔵野スイングビル10階スカイルーム1(武蔵境駅北口)で。

▼当日 直接会場へ。

↓東京土地家屋調査士会 武蔵野支部☎48-5181・

市民文芸

東京司法書士会武蔵野支部☎48-5199

◆三鷹俳句会2月の秀句

選者 井上弘・飯田六斗

七転び八起の余生春立てり 南みち

寒空の瞬に問ふ発句の技 大久保英一

咲きそめし梅に厳しや山の風 小木曾貞子

梅探る地図を片手に泥の径 大和谷慈子

降る雪の下に一村奥会津 岡田幸子

わすらるる一揆の碑野火走る 横田隆司

遠き日の戦勝祈願梅白し 寺岡美由喜

茹でし菜に花一つあり春近し 浅沼仁美子

垣根越し梅一輪の手酌かな 小泉秀夫

梅林をくぐり明治を覗き見る 寺田絢子

頼まれし英文履歴書春一番

市議会本会議のインターネット配信を開始
議員の採決結果表示のシステムも

三鷹市議会では、現在開会中の「平成18年第1回定例会」から、インターネットによる本会議の生中継と録画配信を開始しました。

また、押しボタン式採決システムを導入したことにより、議員ごとの採決状況が一目でわかるようになったとともに、採決結果(速報版)を原則として翌日にホームページに掲載できるようになりました。

これらは本年度実施した市議会本会議場の議場システム改修工事により可能となりました。

ぜひ、三鷹市議会ホームページ <http://www.gikai.city.mitaka.tokyo.jp/> をご覧ください。

⇒議会事務局議事係☎3114

